

平 21 全経外第 11 号
平成 21 年 4 月 6 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見について

今般、標記論点整理に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「論点 2-1」期待運用収益の取扱いについて

(廃止に賛成する意見)

① 期待運用収益の取扱いを廃止することに賛成する。

(理由)

期待運用収益率の設定において企業に恣意性を与えることになること等から、IASB のディスカッション・ペーパーにおいても、期待運用収益の取扱いを廃止することが提案されている。

また、特に株式運用の場合には、期待運用収益（見積り）と運用収益（実績）に大きな乖離が生じることが度々起きており、このような事態によって財務報告の信頼性を損なわれる懸念がある。

(現行の取扱いを維持する意見)

② 期待運用収益率の設定自体に明確な基準がなく、各社によって考え方・運営が大きく相違している可能性はあるが、そもそも年金資産は長期投資目的であり、清算価値を期待しているものではないので、年金資産に対応する退職給付債務について割引を実施している（清算価値ではなく、利息費用を計上している）。これを踏まえ、期待運用収益の取扱いを廃止しない場合にも、期末日における優良社債の市場利回り（＝割引率）を採用すれば、本件の大きな懸念事項となっている恣意性は排除できると考える。

2. 「論点 2－2」退職給付信託の取扱いについて

① わが国において設定されている退職給付信託については、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」の具体的要件に沿っているが、同実務指針における要件に関して、国際会計基準等において年金資産とみなされない可能性があるものについて確認していただきたい。仮に該当事項がある場合には、各企業で個別の対応が必要であることから、速やかに公表する必要があると考える。また、本件の実務への多大な影響にも鑑み、一般的な信託契約の国際会計基準等における年金資産の適否について検討していただきたい。

② 退職給付信託の取扱いについて、現行制度の見直しが行われた場合であっても、過年度に設定した当該信託には影響が及ばないこととする等、一定の配慮を行うことに関しても論点として取り上げていただきたい。

（理由）

信託の設定に当って厳格な要件を要求された場合、過年度の設定分も対象となると、実務上大きな影響があると想定される。

3. 「論点 4－1」数理計算上の差異の会計処理について

（意見 1）

数理計算上の差異の会計処理について、発生年度に全額を費用認識する方法には反対である。

（理由）

現在、年金資産の公正価値の変動による数理計算上の差異については、残高の一定割合（概ね 90%）を平均残存勤務期間以内で費用処理している。数理計算上の差異のすべてを費用として即時に認識する方法（第 82 項[アプローチ 1]）とすると、一度に多額の損失が発生することとなり、企業の年金資産への投資行動にも歪みを生じさせ、金融市場活性化の障害となる懸念がある。

（意見 2）

退職給付制度の積立状況等について、現状の注記扱いでは米国会計基準等対比、透明性・比較性に劣るのは事実であり、積立状況を貸借対照表に計上するのは 1 つの考え方である。そのうえで、未認識数理計算上の差異等の扱いについては、そもそも退職給付自体が、長期にわたる制度であることも踏まえれば、売買目的・清算価値的な扱いとして、損益計上すべきではなく、仮に貸借対照表に計上する場合は、その他包括利益に計上すべきと考える。一方、数理計算

上の差異も業務の一環・結果で生じたものであるのは事実であるので、現状の遅延認識同様、リサイクルを通じて損益計算書に計上し、期間損益に反映すべきと考える。

4.【論点5】損益計算書における退職給付費用に係る表示について

(財務損益の表示に賛成する意見)

利息費用や期待運用収益を財務損益として表示する考えに賛成する。

(理由)

利息費用やある意味で恣意性が入った期待運用収益を営業損益に含めると(現行の日本基準)、営業損益が歪められてしまう懸念がある。

また、利息費用や期待運用収益は、退職給付を後払いすることに伴う財務活動によって生じたものとみなすことができる。

以 上